

地域のごみステーションの維持・管理について

令和6年度

新居浜市市民環境部

環境エネルギー局廃棄物対策課

1 ごみステーションの維持・管理にあたって

(1) 新居浜市のごみステーションに係る背景

新居浜市では家庭ごみの処理において、昭和30年から「ごみステーション方式」により収集運搬を行っています。市内には約4,000か所のステーションがあり、その半数以上が自治会の管理となっています。

また、平成21年4月に「ごみステーションの設置及び管理に関する要綱」を策定し、その規定に基づき自治会など、地域住民の方々において維持・管理がなされていますが、自治会の加入率低下、高齢化などにより、自治会の負担増加・自治会未加入者のごみ出しなど、ごみステーションの維持・管理に関するトラブルが全国の自治体と同様に新居浜市においても問題となっています。

(2) ごみステーションの位置付けについて

地域の生活環境の保全及び公衆衛生向上のためには、日々排出されるごみの適正かつ迅速な処理が欠かせません。ごみステーションは地域環境の整備に欠かせない重要な資産であると同時に、その維持・管理が地域の課題となっています。

新居浜市では、自治会加入・未加入にかかわらず、地域住民の皆さんと連携して維持・管理していく資産としてごみステーションを位置付けています。

(3) ごみステーション維持・管理の役割について

地域のごみステーションの大半を管理しているほとんどの自治会において、自治会未加入の方のごみ出しを容認されているとともに、それぞれでルールを設け、ごみステーションを管理いただいております。新居浜市の生活環境の保全に大きな役割を果たしています。

しかしながら、「自治会未加入者のごみ出しを認めると、自治会退会者が増加する。」「自治会の役目を果たさずに、自治会の管理するステーションにごみを捨てられるのはおかしい。」など、多くのご意見をいただいております。改めて地域のごみステーションの維持・管理についての考え方を整理し、令和3年に策定した「新居浜市地域コミュニティ基本指針」に示されている、協働のまちづくりの考え方にに基づき、ごみステーションの維持・管理について、地域住民の皆さんと行政の具体的な役割を示しました。

2 協働のまちづくりの考え方に基づくごみステーションの維持・管理

ごみステーションの選定・設置、清潔保持、未分別ごみの取り残し対応など、日々のごみステーションの維持・管理に係る対応主体を「新居浜市地域コミュニティ基本指針：市民と行政の協働の領域」に基づき、具体的に整理しました。

実施主体	ごみステーションの維持・管理に係る項目	地域の役割	行政の役割
地域住民が主体	ごみステーションの選定、設置 (移設・廃止)	地域で協議のうえ、決定して申請	申請受付 ➡ 定期収集
	ごみステーション利用ルール決定	地域で協議のうえ、決定	
地域住民が主体で行政が協力	ごみボックス (監視カメラ)の設置	地域で購入または作製のうえ設置 (設置許可を含む)	補助金の交付
	ごみネット、看板の設置	ネット及び看板の設置・設営	ネット及び看板の無料配布
	ごみステーションの清潔保持	ごみステーションの清掃活動	清掃活動により発生したごみの処理
地域住民と行政が主体	ごみステーション取り残しごみ(未分別等)	ごみステーション取り残しごみの整理及び管理 ➡ 新居浜市への収集依頼・協議	ごみステーション取り残しごみの処理
地域住民が主体で行政が協力	道路・河川等への不法投棄、ポイ捨て対応	地域の美化活動やボランティア清掃の実施	ボランティア対応ごみの処理 持ち込まれたボランティアごみの処理手数料減免
行政が主体	家庭ごみ分別方法等の周知・啓発	自治会員、地区住民へのごみカレンダー配布協力	ごみカレンダーの作成 ➡ 自治会、団体別に発送
	家庭ごみ収集運搬・処分		家庭ごみの収集運搬 ➡ 清掃センター等での処理

3 ごみステーションの維持・管理に関するよくあるQ & A

Q 自治会未加入者に対し、ごみステーション利用料の負担を求めたい。

A 自治会の判断で自治会未加入者に対し、利用料の負担を求めることは問題ありません。なお、利用料の金額は自治会費相当額までが妥当と言われており、高額な利用料の負担を求めることは、自治会加入強制とみなされる場合がございます。また、求められた場合は、利用料の根拠・内訳を説明する必要があります。

Q 交付金を受けた自治会は、無条件で未加入者のごみステーションの利用を認めないといけないのか。

A 自治会の定めたルール（掃除当番、利用料の負担など）に、沿ってご対応ください。無条件で自治会未加入者のごみステーションの利用を認める必要はございません。
※未加入の方から相談を受けた場合も、そのように説明しています。

Q 自治会を脱会した住民でごみステーションを設置したい。

A 設置基準を満たせば設置は可能ですが、むやみにごみステーションを増やすことはできません。自治会への加入・未加入にかかわらず地域でルールを定めてごみステーションを使用していただけるよう協議をお願いいたします。

やむを得ず設置する場合は、自治会加入・未加入にかかわらず利用できるステーションとして管理者を定め、適切な管理をお願いいたします。

Q 自治会からごみステーション利用料の負担を求められた。市税を払っているのにごみを出すのに利用料を負担するのはおかしい。

A 新居浜市はステーション方式によりごみを収集しており、管理する自治会においてごみステーションの維持・管理をするために、労力と経費が掛かっています。自治会が利用者に対し、その負担を求めることは問題ありません。

Q 交付金の使途を教えてほしい。

A 交付金は使途を限定しない形で交付されますので広く自治会活動全般に充てることができますが、地域環境の維持を主眼に創設されたものであるため、主に環境面で使われることを想定しています。

Q 毎回、未分別で取り残されるごみが出されて困っている。

A 道がかりが良く、利用者の多いごみステーションにそのような傾向がみられることがあります。ステーションの移動や分割を考えられる場合は、廃棄物対策課にご相談ください。また、排出者が特定できれば廃棄物対策課において指導いたします。自治会管理のごみステーションに取り残されたごみについては、廃棄物対策課にご連絡いただければ回収いたします。

ごみステーション監視カメラの設置補助制度もございますので、ご検討ください。